

「下請事業者との取引に関する調査」に関するよくある質問（FAQ）をまとめました。
本調査に関する疑問・質問がある場合に御覧ください。

目 次

1 調査対象の有無について

- Q 1 当社はこの調査に回答する義務があるのですか。
- Q 2 以前は中小企業庁から調査票が送られてきたのに、今回は公正取引委員会から調査票が送られてきたのはなぜですか。
- Q 3 当社は事業活動を終了（①廃業・休業、②破産手続開始決定又は③解散・清算）していますが、どうすればよいですか。
- Q 4 当社は吸収合併されましたが、どうすればよいですか。
- Q 5 当社は下請取引を行っていませんが、その場合でも提出は必要ですか。
- Q 6 回答用紙に印字されている会社名（又は住所、資本金）が現在の会社名（又は住所、資本金）と異なるのですが、どうすればよいですか。
- Q 7 当社と全く関係のない会社名が回答用紙に印字されているのですが、何かの手違いですか。
- Q 8 なぜ当社が調査対象に選ばれたのですか。
- Q 9 当社は、卸売業（又は小売業）を営んでおり、製造設備を持っていません。なぜ当社が調査対象に選ばれたのですか。
- Q 10 当社は商社ですが、親事業者に該当しますか。
- Q 11 当方（当団体）は会社組織ではありませんが、この調査の対象となるのですか。
- Q 12 以前の調査において、「下請取引『無』」と回答しましたが、今回も調査票が送られてきたのはなぜですか。

2 下請事業者名簿の作成について

- Q13 当社は、子会社に対して業務を委託していますが、子会社は、下請事業者名簿に記入する必要がありますか。
- Q14 当社は下請事業者の資本金まで把握していないのですが、下請事業者名簿の「資本金」欄は空白でもよいですか。インターネットで調べて分かる場合以外は問い合わせないといけなため、資本金の欄は空白のまま構いませんか。
- Q15 下請事業者名簿について、当社は下請取引とそれ以外の取引とを分けて管理していません。当社の取引先全てを記載した名簿を下請事業者名簿として提出しても構いませんか。
- Q16 下請事業者が個人事業者の場合、所在地、電話番号等が自宅の場合がありますが、このような個人情報については、下請事業者名簿に記入しなくても構いませんか。

3 設問の内容について

- Q17 取引先により、該当する選択肢が複数ある場合は複数回答でもよいですか。
- Q18 設問1ーイの「取引条件を記載した書面（契約書等の支払方法を記載した書面を含みます。）」は、下請事業者に必ず交付しなければならないのですか。
- Q19 設問1ーウの選択肢⑦の下請代金の額の「算定方法」とは何ですか。
- Q20 設問1ーウの選択肢⑨及び設問3の「一括決済方式」とは何ですか。
- Q21 設問3について、当社では、発注業務を事業所（工場）ごとに行っていますが、下請事業者に対する支払については本社で一括して行っています。このような場合でも、回答は事業所（工場）ごとに作成しなければならないのですか。
- Q22 設問3ーウについて、「締切制度を採用していない場合、『締切日（A）』を『給付を受領した日（A）』又は『役務提供があった日（A）』、『支払日（B）』を『実際に支払った日（B）』と読み替えて記入してください。」とありますが、例えば毎日受領しているなど平成29年5月までの複数の日において給付を受領している場合、どのように記入したらよいですか。
- Q23 設問4のキーワード箇所にある「通常支払われる対価」とは何ですか。
- Q24 設問4及び設問6の「知的財産権」とは何ですか。

Q25 設問 4－エは、継続して発注していたものについて、下請事業者が下請代金の額の引上げを要求してきた際の当社の対応についての質問ですが、例えば、原材料価格、燃料価格等が上昇している状況において、当社は下請事業者からの下請代金の額の引上げ要求があった場合、どのようなことに気を付けなければならないですか。

Q26 設問 6－オ及び設問 6－カの「作成の目的たる使用の範囲」とは何ですか。

Q27 設問 6－オ及び設問 6－カは、当社と下請事業者との間において知的財産権の譲渡・利用許諾を行うことを想定した質問ですが、これは下請法の規制とどのような関係にあるのですか。

Q28 設問 7 の「サービスの利用要請」とは何ですか。

Q29 設問 12 の金型取引に下請法の規定が適用されるのは、どのような場合ですか。

Q30 設問 12－オについて、親事業者は、量産製造の委託終了後の型・治具を下請事業者に保管させる場合、保管に要した費用を負担しなければならないのですか。

1 調査対象の有無について

Q 1 当社はこの調査に回答する義務があるのですか。

A この調査は、下請法第9条第1項の規定に基づいて実施するものであり、貴社が親事業者であるにもかかわらず報告をしない又は虚偽の報告をした場合には、同法第11条の規定により、50万円以下の罰金に処せられることがありますので、必ず報告してください。

なお、貴社が、下請取引を行っていない場合、事業活動を終了している場合又は資本金の額が1000万円以下である場合は、「第2 下請取引の状況」への回答は不要ですので、「第1 貴社の概要」の部分のみを記入し、提出してください。

【参考】下請代金支払遅延等防止法

第9条 公正取引委員会は、親事業者の下請事業者に対する製造委託等に関する取引（以下単に「取引」という。）を公正ならしめるため必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。（以下、略）

第11条 第9条第1項から第3項〔報告及び検査〕までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

Q 2 以前は中小企業庁から調査票が送られてきたのに、今回は公正取引委員会から調査票が送られてきたのはなぜですか。

A 公正取引委員会と中小企業庁は、同一の親事業者名簿を共有し、それぞれ同名簿の半数を担当して調査を行っていますが、平成26年4月1日をもって、担当する親事業者名簿を交換し、それまで中小企業庁が担当してきた親事業者を公正取引委員会が担当することとなったため、当委員会から調査票を送付しています。

Q 3 当社は事業活動を終了（①廃業・休業、②破産手続開始決定又は③解散・清算）していますが、どうすればよいですか。

A 今後の調査対象から除外しますので、回答用紙の「※事業活動終了の場合のみ記入」欄に記入し、提出してください。

Q 4 当社は吸収合併されましたが、どうすればよいですか。

A 今後の調査対象から除外しますので、回答用紙の「※事業活動終了の場合のみ記入」欄に記入し、提出してください。また、存続会社の概要について、同欄のアからエも必ず記入してください。

Q 5 当社は下請取引を行っていませんが、その場合でも提出は必要ですか。

A 回答用紙の「第1 貴社の概要」の部分のみを記入し、提出してください。その際、「下請取引の有無」の欄は「無」を選択してください。

Q 6 回答用紙に印字されている会社名（又は住所，資本金）が現在の会社名（又は住所，資本金）と異なるのですが，どうすればよいですか。

A お手数をお掛けいたしますが，回答用紙に印字されている会社名（又は住所，資本金）を朱書きにて訂正してください。その後，各設問に回答し，提出してください。

Q 7 当社と全く関係のない会社名が回答用紙に印字されているのですが，何かの手違いですか。

A お手数をお掛けいたしますが，回答用紙の左上部分（未開封の場合でも，封筒の窓の部分から確認することができます。）に印字されている整理番号を下記までお知らせください。

【問い合わせ先】公正取引委員会 下請法書面調査事務局（コールセンター） ０５７０－７８３－１７５

Q 8 なぜ当社が調査対象に選ばれたのですか。

A 貴社の主たる事業が属する業種及び貴社の資本金の額から判断して，貴社が下請法上の親事業者に該当する可能性があることから調査対象としたものです。

貴社が下請法上の下請取引を行っておらず，親事業者に該当しない場合には，回答用紙の「第 1 貴社の概要」の部分のみを記入し，提出してください。その際，「下請取引の有無」の欄は「無」を選択してください。

Q 9 当社は，卸売業（又は小売業）を営んでおり，製造設備を持っていません。なぜ当社が調査対象に選ばれたのですか。

A 卸売業者（又は小売業者）であっても，下請法上の親事業者に該当する可能性があることから調査対象としたものです。貴社が製造設備を持たず，自ら製造していない事業者であっても，例えば，貴社が規格，品質，性能，形状，デザイン，ブランドなどを指定して他の事業者に製造を委託することは，下請法上の製造委託に該当します。

Q10 当社は商社ですが，親事業者に該当しますか。

A 商社が製造委託等の内容（製品仕様，下請事業者の選定，下請代金の額の決定等）に関与しており，委託先との間で下請法の資本金区分を満たす場合には，その商社は，下請法上の親事業者となります。一方，商社が製造委託等の内容に全く関与せず，事務手続の代行（注文書の取次ぎ，下請代金の請求，支払等）を行っているにすぎないような場合には，その商社は，親事業者とはなりません。

Q11 当方（当団体）は会社組織ではありませんが，この調査の対象となるのですか。

A 貴団体に出资がなければこの調査の対象とはなりませんが，貴団体に出资があり，その額が 1000 万円を超える場合には，下請法上の親事業者に該当する可能性があるため，この調査の対象となります。

ただし，貴団体が下請法上の下請取引を行っていない場合には，回答用紙の「第 1 貴社の概要」の部分のみを記入し，提出してください。その際，「下請取引の有無」の欄は「無」を選択してください。

Q12 以前の調査において、「下請取引『無』」と回答しましたが、今回も調査票が送られてきたのはなぜですか。

A 前回の調査時点においては下請取引が無くても、貴社の主たる事業が属する業種及び貴社の資本金の額から判断して、貴社が下請法上の親事業者に該当する可能性があることから、調査対象としたものです。

貴社が下請法上の下請取引を行っておらず、親事業者に該当しない場合には、調査票の「第1 貴社の概要」の部分のみを記入し、提出してください。その際、「下請取引の有無」の欄は「無」を選択してください。

2 下請事業者名簿の作成について

Q13 当社は、子会社に対して業務を委託していますが、子会社は、下請事業者名簿に記入する必要がありますか。

A 親子会社間等の取引であっても、下請法の適用が除外されるものではありませんが、子会社については下請事業者名簿への記入は不要です。

Q14 当社は下請事業者の資本金まで把握していないのですが、下請事業者名簿の「資本金」欄は空白でもよいですか。インターネットで調べて分かる場合以外は問い合わせないといけないため、資本金の欄は空白のまま構いませんか。

A 下請事業者名簿は、親事業者が行っている取引の中で、どの事業者との取引が下請法の適用対象となる取引かを特定するために必要かつ重要な資料です。取引先との取引内容、資本金等を確認し、下請法の適用対象となる下請事業者のみを記載した「下請事業者名簿」を作成し、提出してください。「下請事業者名簿（様式）」と同様の内容が記載されていれば、既存の名簿等を利用していただいても構いません。

Q15 下請事業者名簿について、当社は下請取引とそれ以外の取引とを分けて管理していません。当社の取引先全てを記載した名簿を下請事業者名簿として提出しても構いませんか。

A 下請事業者名簿は、親事業者が行っている取引の中で、どの事業者との取引が下請法の適用対象となる取引かを特定するために必要かつ重要な資料です。取引先との取引内容、資本金等を確認し、下請法の適用対象となる下請事業者のみを記載した「下請事業者名簿」を作成し、提出してください。

Q16 下請事業者が個人事業者の場合、所在地、電話番号等が自宅の場合がありますが、このような個人情報については、下請事業者名簿に記入しなくても構いませんか。

A 個人事業者についても下請事業者名簿に記入してください。この場合、「資本金（万円）」の欄には「個人」と記入し、それ以外の欄（所在地、電話番号等）も記入してください。御報告いただいた下請事業者の情報については秘密を厳守し、公正取引委員会の調査の目的以外には一切使用しません。

3 設問の内容について

Q17 取引先により、該当する選択肢が複数ある場合は複数回答でもよいですか。

A 設問に「該当するもの全てを選択」と記載されている設問については、該当する全ての選択肢を塗りつぶしてください。「該当するもの全てを選択」と記載されていない設問については、該当する選択肢を一つだけ塗りつぶしてください。

設問1ーアを例にすると、発注書面を交付した取引先と交付しなかった取引先がある場合や、同じ取引先に交付したこともあれば交付しなかったこともある場合には、「② 交付しなかったことがある」に該当しますので、回答用紙の選択肢「②」を塗りつぶしてください。

Q18 設問1ーイの「取引条件を記載した書面（契約書等の支払方法を記載した書面を含みます。）」は、下請事業者に必ず交付しなければならないのですか。

A 「取引条件を記載した書面（契約書等の支払方法を記載した書面を含みます。）」は、親事業者が個々の発注書面に支払方法を記載しない場合に、発注書面とは別に下請事業者に交付する必要があるものです。

なお、「取引条件を記載した書面（契約書等の支払方法を記載した書面を含みます。）」をあらかじめ交付することにより、個々の発注書面にこれらの事項の記載が不要となりますが、その場合、「支払方法は現行の『支払方法等について』によります。」、「支払方法等は平成●●年●●月●●日交付の『支払方法等について』によります。」などというように、個々の発注書面に「取引条件を記載した書面」との関連性を記載する必要があります。

Q19 設問1ーウの選択肢⑦の下請代金の額の「算定方法」とは何ですか。

A 発注書面には、下請代金の額を具体的な金額で記載しなければなりません。具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合、下請代金の額として算定方法を記載することが認められています。ただし、算定方法は、下請代金の具体的な金額を自動的に確定するものでなければならず、算定方法を定めた書面と発注書面が別のものである場合においては、これらの書面の関連性を明らかにしておく必要があります。また、下請代金の具体的な金額を確定した後、速やかに下請事業者へ書面にて交付しておく必要があります（算定の根拠となる数値についても記載することが望まれます。ただし、発注書面の形での再発行は要しません。）。

Q20 設問1ーウの選択肢⑨及び設問3の「一括決済方式」とは何ですか。

A 一括決済方式とは、下請代金の支払につき、親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が次のいずれかの方式により金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、親事業者が当該下請代金債権又は当該下請代金債務の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいいます。

- ① 債権譲渡担保方式（下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債権を担保として、金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付けを受ける方式）
- ② ファクタリング方式（下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債権を金融機関に譲渡することにより、当該金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の支払を受ける方式）
- ③ 併存的債務引受方式（下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債務を親事業者と共に負った金融機関から、当該下請代金の額に相当する金銭の支払を受ける方式）

Q21 設問3について、当社では、発注業務を事業所（工場）ごとに行っていますが、下請事業者に対する支払については本社で一括して行っています。このような場合でも、回答は事業所（工場）ごとに作成しなければならないのですか。

A 下請事業者に対する支払を本社で一括して行っている場合でも、事業所（工場）ごとに発注業務を行っている場合は、本社に確認するなどして事業所（工場）ごとに設問3全てを含めて回答を作成してください。その後、本社が、各事業所（工場）で作成した回答を取りまとめ、一括して公正取引委員会に提出してください。

Q22 設問3ーウについて、「締切制度を採用していない場合、『締切日（A）』を『給付を受領した日（A）』又は『役務提供があった日（A）』、『支払日（B）』を『実際に支払った日（B）』と読み替えて記入してください。」とありますが、例えば毎日受領しているなど平成29年5月までの複数の日において給付を受領している場合、どのように記入したらよいですか。

A 給付を受領した日（又は役務提供があった日）から実際に支払った日までの期間が最も長いものを記入してください。

Q23 設問4のキーワード箇所にある「通常支払われる対価」とは何ですか。

A 「通常支払われる対価」とは、同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）について実際に行われている取引の価格（すなわち、市価のこと）をいいます。また、市価の把握が困難な場合は、それと同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）の従来取引価格をいいます。

Q24 設問4及び設問6の「知的財産権」とは何ですか。

A 知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利で、代表的なものとしては、著作権、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権及び商標権があります。

Q25 設問4ーエは、継続して発注していたものについて、下請事業者が下請代金の額の引上げを要求してきた際の当社の対応についての質問ですが、例えば、原材料価格、燃料価格等が上昇している状況において、当社は下請事業者からの下請代金の額の引上げ要求があった場合、どのようなことに気を付けなければならないのですか。

A 原材料価格、燃料価格等の上昇局面において下請事業者から下請代金の額の引上げ要請が行われた場合、下請事業者と十分な協議をすることなく、従来どおりに下請代金の額を据え置くことは下請法で禁止されている「買いたたき」に該当するおそれがあります。下請事業者の事情を十分考慮し、協議を尽くすことが重要です。

Q26 設問６－オ及び設問６－カの「作成の目的たる使用の範囲」とは何ですか。

A ここという「作成の目的たる使用の範囲」とは、貴社が下請事業者に、例えば、情報成果物作成委託をする際に、当該情報成果物をどのように使用するか等、あらかじめ発注書面に記載するその条件を指します。

例１ 有料放送事業者が、自己が放送するドキュメンタリー番組の制作を下請事業者に委託する際に、「関東地区において、１回だけ放送する」旨を発注書面に記載した場合には、「作成の目的たる使用の範囲」は次のようになります。

- ① 関東地区において放送する（地域）
- ② １回だけ放送する（回数）
- ③ 「放送」以外の方法を用いない（方法）

したがって、この場合に、有料放送事業者が当該番組を関西地区において放送したり、再放送したり、又はＤＶＤ化して販売したりすることは「作成の目的たる使用の範囲」を超えるものであり、親事業者がこれらの対価を下請事業者に支払わないときには、下請法で禁止されている「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあります。

例２ 玩具の販売業者が、自己が販売する商品にプリントするキャラクターの図案の作成を下請事業者に委託する際に、「当社が平成２８年の夏季に販売する玩具に当該キャラクターを採用する」旨を発注書面に記載した場合には、「作成の目的たる使用の範囲」は次のようになります。

- ① 平成２８年の夏季においてのみ使用する（時期）
- ② 玩具についてのみ使用する（対象）
- ③ 販売するものについてのみ使用する（対象）

したがって、この場合に、玩具の販売業者が当該キャラクターを平成２９年に販売するものに使用したり、玩具以外に使用したり、又は販売するもの以外に使用したりすることは「作成の目的たる使用の範囲」を超えるものであり、親事業者がこれらの対価を下請事業者に支払わないときには、下請法で禁止されている「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあります。

Q27 設問６－オ及び設問６－カは、当社と下請事業者との間において知的財産権の譲渡・利用許諾を行うことを想定した質問ですが、これは下請法の規制とどのような関係にあるのですか。

A 例えば、情報成果物等の作成に関し、下請事業者に知的財産権が発生する場合がありますが、下請事業者の給付の内容に知的財産権を含まない場合において、下請事業者に発生した知的財産権を、作成の目的たる使用の範囲を超えて親事業者に無償で譲渡・許諾させることは、下請法で禁止されている「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあります。

また、下請事業者の給付の内容に下請事業者に発生した知的財産権を含むこととし、発注書面に明確に記載した場合においても、当該知的財産権の対価について、下請事業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より著しく低い額を定めることは、下請法で禁止されている「買いたたき」に該当するおそれがあります。

Q28 設問7の「サービスの利用要請」とは何ですか。

A 親事業者が指定する保険、リース又はインターネット・プロバイダ等のサービスの利用を下請事業者に要請することをいいます。この場合、「親事業者が指定する」とは、必ずしも、親事業者自身が提供するサービスに限るものではありません。

Q29 設問12の金型取引に下請法の規定が適用されるのは、どのような場合ですか。

A 親事業者が販売又は使用する金型について下請事業者に製造委託をする場合、下請法の規定が適用されます。

従来、親事業者が使用する金型については、親事業者が自ら金型を製造している場合に下請事業者に金型の製造を委託すると下請法の規定が適用されていましたが、平成16年4月以降は、親事業者が自ら製造していない場合でも下請法の規定が適用されるようになりました。

なお、親事業者が販売する金型を下請事業者に製造委託する場合は、以前から下請法の規定が適用されています。

Q30 設問12-オについて、親事業者は、量産製造の委託終了後の型・治具を下請事業者に保管させる場合、保管に要した費用を負担しなければならないのですか。

A 量産製造の委託終了後の型・治具を保管するための費用のうち、貴社（親事業者）が負担すべき部分を下請事業者に負担させているような場合は、下請法で禁止されている「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあります。